

石川浄水場及び管理施設運転管理業務委託の公募型指名競争入札の実施について

沖縄県企業局発注の建設工事に係る公募型指名競争入札実施要領第7条の規定により公募型指名競争入札を次のとおり実施する。

平成25年11月28日

沖縄県公営企業管理  
契約担当者 企業局長 平良 敏



1 指名競争入札に付する事項

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 業 務 名     | 石川浄水場及び管理施設運転管理業務委託   |
| (2) 業務を履行する場所 | 石川浄水場及び石川浄水場管理施設  |
| (3) 履 行 期 間   | 平成26年 4月 1日～平成29年 3月31日(1,096日)<br>ただし、受託者が現受託者と異なる場合は、次に掲げる期間、業務習熟期間を設ける。(別途契約)<br>業務習熟期間：平成26年2月3日(月)～平成26年3月31日(月) |
| (4) 業 務 の 概 要 | 石川浄水場及び石川浄水場管理施設の運転操作監視業務等を行うものである。<br>詳細については、特記仕様書参照  |

2 応募資格要件

1. 県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条に規定する平成25・26年度建設業者格付名簿及び国土交通省の下水道処理施設維持管理登録業者に登録されている者。
2. 本県において、地方公共団体又はそれに準ずる機関が発注する浄水場、又は下水処理場の運転管理業務を完了した実績のある者。
3. 本県に本店がある者。
4. 応募調書提出期限日から本業務の入札日までの間において、本県の指名停止を受けていない者。
5. 総括責任者は、次の各号のいずれかの資格及び経験等を有する者、若しくは同等である者として局が認める者でなければならない。
  - (1) 水道浄水施設管理技士(2級以上)の資格を有すること。
  - (2) 水道法施行令第6条に規定する水道技術管理者の資格を有すること。
  - (3) 水道浄水施設管理技士(3級)の資格を有し、上水道の用に供する浄水施設で3年以上の運転管理に関する実務経験を有すること。
6. 業務履行時間帯に常時配置する総括責任者の代理となる者(総括代理者という。)は、次の資格及び経験等を有する者、若しくは同等である者として局が認める者でなければならない。
  - (1) 水道浄水施設管理技士(3級以上)の資格を有し、上水道の用に供する浄水施設で2年以上又は下水処理場で3年以上の運転管理に関する実務経験を有すること。
7. 業務履行時間帯に常時1名配置する業務主任者は、次のいずれかの資格及び経験等を有する者、若しくは同等である者として局が認める者でなければならない。
  - (1) 水道浄水施設管理技士(3級以上)の資格を有すること。
  - (2) 上水道の用に供する取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、排水処理施設のいずれかで3年以上の運転管理に関する実務経験を有すること。
  - (3) 下水道技術検定(第3種技術検定)の資格を有し、上水道の用に供する取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、排水処理施設のいずれかで1年以上の運転管理に関する実務経験を有すること。
  - (4) 下水道管理技術認定者(処理施設)の資格を有し、上水道の用に供する取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、排水処理施設のいずれかで1年以上の運転管理に関する実務経験を有すること。
  - (5) 下水処理場で3年以上の運転管理に関する実務経験を有すること。
8. 業務技術員は、次のいずれかの経験等を有する者、若しくは同等である者として局が認める者でなければならない。
  - (1) 上水道の用に供する取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、排水処理施設のいずれかで1年

以上の運転管理に関する実務経験を有する者。

(2) 下水処理場で2年以上の運転管理に関する実務経験を有する者。

9. 全ての配置技術者が、次の期間に行われる業務習熟のための訓練に参加可能であること。また、「習熟訓練における配置計画表」も提出すること。ただし、受託者が現受託者と同一の場合は、習熟訓練が必要ないため、「習熟訓練における配置計画表」は必要ない。

(1) 平成26年2月3日(月)～平成26年3月31日(月)の期間、施設概要、基本的な操作、日常点検、水質管理等の研修を受けること。

※習熟訓練の開始時期及び期間については、予定であり変更することがある。

10. 配置技術者に次の各号の資格と同等以上の資格を有する者を1名以上含め、業務の内容に応じて所要の資格所有者を業務履行場所に適宜配置し、業務に支障が生じないようにすること。

なお、第1号の酸素欠乏危険作業主任者については各業務時間帯に常時1名配置すること。

(1) 酸素欠乏危険作業主任者

(2) 危険物取扱者(乙種第4類)

(3) 特定化学物質等作業主任者

(4) 第3種電気主任技術者又は第1種電気工事士

(5) その他業務履行に必要な資格

11. 契約時の配置技術者は、応募時に提出した技術者を配置すること。また、企業局が行う事前習熟訓練を受けた技術者であること。

### 3 募集要項等の現場見学会

募集要項及び現場見学会については、実施しない。

なお、現場確認・現場視察等を行う際は各自で行うこと。ただし、石川浄水場及び石川浄水場が管轄する施設に入る場合は、担当者に連絡し了承を得てから行うこと。

連絡先：沖縄県企業局 石川浄水管理事務所 浄水管理班 福元 淳

TEL 098-964-3427

### 4 応募調書資料の提出等

入札参加を希望する者は、応募調書及び関係書類を持参により提出し、指名の選定を受けなければならない。

なお、電子入札システムにおいては、公募型指名競争入札応募調書(かがみの1枚のみ)の写しを登録し、参加申請を行うこと。

(1) 提出先及び提出期限等

ア 場 所 うるま市石川東恩納崎1番

沖縄県企業局石川浄水管理事務所浄水管理班

電話番号 098-964-3427

イ 期 間 平成25年11月28日(木)から平成25年12月5日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※ 持参により応募調書資料を提出後、電子入札システムへ参加登録をすること。システムへの登録期限は、平成25年12月6日(金)午前10時まで。

注) 持参による参加資格の確認を受けていない者は、入札参加資格なしとする。

ウ 時 間 午前9時から午後5時まで(ただし12:00～13:00を除く)

エ 提出部数 1部

(2) 留意事項 応募調書資料に虚偽の記載をした場合は、応募調書を無効とする。

(3) 指名通知 平成25年12月11日(水)電子入札システム、郵便等をもって通知する。

(4) 指名されなかった者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求める場合、平成25年12月18日(水)までに、沖縄県公営企業管理者企業局長あて書面を13の問い合わせ先である総務企画課まで持参して行わなければならない。

(5) 非指名理由は、説明を求められた日から5日以内に書面をもって回答する。

### 5 業務の事前習熟

新規に受託する業者については、配置技術者全員について、下記の日程のとおり習熟訓練を行わなければならない。(受託者が現受託者と同一の場合は省く)

(1) 習熟訓練については、別途契約する。

(2) 習熟期間 平成26年2月3日(月)から平成26年3月31日(月)までとする。

- (ア) 平成26年2月3日(月)～平成26年3月31日(月)の期間、施設概要、基本的な操作、日常点検、水質管理、その他浄水場運転に必要な研修を受けること
- (イ) 研修を受ける配置技術者は、別途習熟訓練の特記仕様書に従い行うこと。なお、申込者は習熟訓練の計画書を提出すること。

※ 習熟訓練の開始時期及び期間については、予定であり変更することがある。

- (3) 訓練内容等 受託予定者は、業務の引継ぎが円滑に行われるように、配置予定業務従事者全員が次の事項について熟知するための計画を発注者と協議の上定め、業務開始前までに、安全で安定した管理を行うための体制を整えなければならない。(習熟訓練特記仕様書参照)

(ア) 関係法令

- ①水道法(昭和32年法律第177号)
- ②工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)
- ③その他関係法令

(イ) 各種マニュアル

- ①運転管理マニュアル
- ②台風対策マニュアル
- ③水質事故対応マニュアル
- ④管路事故対応マニュアル
- ⑤魚水槽管理マニュアル
- ⑥地震防災対応マニュアル
- ⑦テロ対策マニュアル
- ⑧クリプトスポリジウム等対策マニュアル
- ⑨電気事故対応マニュアル
- ⑩危機管理教育訓練プログラム
- ⑪水質管理指針

(ウ) 業務範囲と業務内容

特記仕様書「第2章 業務範囲と業務内容」に準ずる。

## 6 入札場所及び日時

入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法は次のとおりとする。

なお、入札書の提出は原則電子入札システムによるものとし、電子入札によりがたい特別な事情のある者については、持参による紙入札の参加を認めるものとし、郵便又は電報による入札は認めない。

(1) 電子入札システムによる場合

応札日時：平成25年12月18日(水)午前9時～午後3時

(2) 紙入札の場合

応札日時：平成25年12月19日(木)午前9時50分

持参場所：企業局 総務企画課(県庁12階)

(3) 開札日時：平成25年12月19日(木)午前10時00分

なお、日時・場所の変更がある場合は、事前に企業局総務企画課建設業務指導班より連絡する。

## 7 入札に関する注意事項

- (1) 紙入札の際、入札者は自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出すること。委任状の提出がない代理人は、入札への参加は認められない。なお、委任状は代理人の印鑑では修正できないことに留意すること。
- (3) 入札書及び委任状には、業務名及び履行場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (4) 年間委任状が提出されている場合は、その写しを提出すること。
- (5) 資格確認後に入札を希望しない者は、その理由を問わず参加しないことができるので、電子入札による場合は電子入札システムから、紙入札による場合は郵送又は持参により入札辞退の届出を行うこと。

## 8 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後に指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

## 9 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、見積もる契約金額の100分

の5以上の入札保証金を納めなければならない。

(2) 次のいずれかに該当する場合には、入札保証金を免除とする。

ア 過去2ヵ年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回に渡って締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。  
（業務完了証明書にて確認）

イ 上記アに該当する者以外で、保険会社との間に沖縄県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者が入札に参加する場合。

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当する。

(4) 入札保証金を納付した場合で、落札に至らなかった場合は、当該保証金の還付を行う。

(5) 落札者決定の日から契約の間において、受託予定者の責により契約を締結できない場合は、入札保証金の還付は行わない。

(6) 詳細は、別紙「入札保証金の取り扱いについての留意事項」による。

10 契約保証金 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

但し、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和27年法律第184号〕第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証を付したときは、契約保証金に代わる担保の提供が行われたものとし、履行保証保険契約の締結を付したときは、契約保証金を免除とする。

#### 11 委託費内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した委託業務内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

(1) 委託費内訳書の提出期限等

平成25年12月18日（水） 午前9時～午後3時 電子入札システム応札時に添付  
紙入札の場合でも上記期限内に企業局総務企画課に提出すること。

(2) 委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、委託名、工種、種別、細目に相当する項目に対応する単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに代表者印を押印すること。ただし、電子入札対象案件であり、電子入札システムにより委託費内訳書を提出する場合は、代表者印の押印は不要である。

(3) 契約担当者（これらの者の補助を含む。）は提出された委託費内訳書について説明を求めることがある。

#### 12 その他

(1) 資格確認資料ヒアリングは実施しない。ただし記載内容に不明確な点がある場合は説明を求めることがある。

(2) 提出された資格確認資料は返却しない。ただし、公表又は無断で使用することはない。

(3) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務場所に配置すること。

(4) 資格確認資料に記載した配置予定技術者等は、原則として変更できない。

(5) 資格確認資料に記載した配置予定技術者について、やむを得ない理由により変更を行う場合には、両者が同等以上の技術者であるとの発注者の承認を得なければならない。

(6) 受託者決定から契約までに、次の事項に該当する場合には、委託契約を締結しない。

①受託者が契約を誠実に履行しないと認められるとき

②受託者の業務遂行能力に問題があると認められるとき

③受託者の配置した配置予定技術者の履歴に虚偽の報告があったとき

④その他、沖縄県企業局が本期間の委託契約締結が適切でないと判断する事態が生じたとき

#### 13 問い合わせ先

(1) 業務概要及び資格要件関係

うるま市石川東恩納崎1番

沖縄県企業局 石川浄水管理事務所 浄水管理班

電話番号 098-964-3427

(2) 入札及び契約関係

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 (〒900-8570)

沖縄県企業局総務企画課 建設業務指導班 (県庁12階)

電話番号 098-866-2803

14 石川浄水管理事務所における質疑回答書等の掲示先

うるま市石川東恩納崎1番

沖縄県企業局 石川浄水管理事務所 庶務班

電話番号 098-964-3257

15 契約締結までのスケジュール

ア	募集の公告	企業局HP及び 入札情報システムに掲載	平成25年11月28日(木)～平成25年12月5日(木)
イ	募集要項等の配布	企業局HP及び 入札情報システムに掲載	平成25年11月28日(木)～平成25年12月5日(木)
ウ	応募調書提出期限	石川浄水管理事務所	平成25年11月28日(木)～平成25年12月5日(木)
エ	電子入札システムへの参加申請	電子入札システム	平成25年12月6日(金) 午前10時まで
オ	入札保証金免除申請書提出期限	総務企画課	平成25年12月6日(金) 午後3時まで
カ	指名通知の送付	電子入札システム により送付	平成25年12月11日(水)
キ	質疑期間	質疑応答書	平成25年12月11日(水)～平成25年12月13日(金)
ク	質疑に対する回答の掲示	石川浄水管理事務所及び 入札情報システムに掲載	平成25年12月16日(月)～平成25年12月18日(水)
ケ	非指名理由説明要求期限	様式任意	平成25年12月11日(水)～平成25年12月18日(水)
コ	非指名理由説明回答期限		要求受理後5日以内
サ	入札及び内訳書の提出	電子入札システム	平成25年12月18日(水) 午前9時～午後3時
シ	開札	電子入札システム	平成25年12月19日(木) 午前10時00分～
ス	契約締結		平成25年12月25日(水)

(1) すべての様式は企業局ホームページ及び入札情報システムに掲載する。

沖縄県企業局URL : <http://www.eb.pref.okinawa.jp>

※ 企業局ホームページの「発注工事予定契約情報」内に掲載。

入札情報システムURL : <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000>